

証券コード 3823

平成29年9月11日

株 主 各 位

(本店所在地) 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番22号
恵比寿三富ビル5階
(本社事務所) 東京都新宿区愛住町22番地
第3山田ビル3階
株式会社アクロディア
代表取締役社長 堤 純也

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年9月25日(月曜日)午後6時まで折り返しご送付くださるか、またはインターネットウェブサイト (<http://www.it-soukai.com>) より平成29年9月25日(月曜日)午後6時まで議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

インターネットにより議決権を行使される場合は、後記「インターネットによる議決権行使のご案内」(45頁から46頁)を必ずご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年9月26日(火曜日)午前10時
2. 場 所 東京都千代田区九段北四丁目2番25号
アルカディア市ヶ谷(私学会館)6階 阿蘇
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
決議事項
第1号議案 取締役6名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件

- 第3号議案 定款一部変更の件
第4号議案 第三者割当による新規株式発行の件
第5号議案 第三者割当による第9回新株予約権発行の件
第6号議案 株式交換による株式会社エンターテイメントシステムズの完全子会社化の件
第7号議案 第21回募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類に修正が生じた場合、並びに株主総会終了後の決議ご通知につきましては当社ウェブサイト (<http://www.acrodea.co.jp/ir/>) に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役6名選任の件

代表取締役堤 純也、取締役國吉芳夫、取締役桑原 崇、取締役八田武彦及び取締役加藤隆哉の各氏は、本臨時株主総会終結の時をもって辞任いたします。つきましては、堤 純也氏と國吉芳夫氏を再任のうえ、今後新たな経営体制により事業を推進し、経営基盤の強化を図るため、取締役6名（うち社外取締役4名）の選任をお願いするものであります。

なお、桑原 崇氏及び八田武彦氏は今後も執行役員として経営の執行に携わります。

各取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	つづみ じゅん や 堤 純 也 (昭和40年8月10日)	平成3年4月 株式会社エイチアイ入社 平成6年5月 同社取締役 平成14年7月 同社取締役副社長 平成16年7月 当社設立 代表取締役社長(現任) 平成21年3月 Acrodea Korea, Inc. 取締役 平成21年5月 株式会社AMS 代表取締役社長 平成21年9月 Acrodea America, Inc. Chairman 平成23年5月 当社ソリューション事業部及び内部監査室管掌 平成23年6月 GMOゲームセンター株式会社 取締役副会長 平成23年10月 株式会社AMS 代表取締役会長 平成23年10月 Acrodea Korea, Inc. 代表取締役 会長 平成27年11月 当社内部監査室管掌(現任) 平成28年7月 ネクスト・セキュリティ株式会社 取締役会長(現任)	440,700株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	くに よし よし お夫 國吉芳夫 (昭和40年7月4日)	平成9年4月 リコーシステム開発株式会社入社 平成14年1月 株式会社電通国際情報サービス入社 平成16年2月 株式会社エイチアイ入社 平成16年7月 当社設立 取締役 平成18年7月 当社取締役副社長(現任) 平成20年4月 Acrodea Korea, Inc. 取締役 平成21年7月 当社管理部管掌(現任) 平成28年7月 ネクスト・セキュリティ株式会社 取締役(現任) 平成29年1月 株式会社渋谷肉横丁 代表取締役 (現任) 平成29年8月 株式会社エンターテイメントシステムズ 代表取締役社長(現任)	22,900株
3 ※	おう さか さだ お夫 逢坂貞夫 (昭和11年6月8日)	昭和36年4月 検察庁検事任官 昭和40年3月 大阪地方検察庁検事 昭和61年12月 大阪地方検察庁刑事部長 平成元年4月 最高検察庁検事 平成2年4月 熊本地方検察庁検事正 平成5年12月 最高検察庁公判部長 平成7年2月 大阪地方検察庁検事正 平成8年6月 高松高等検察庁検事長 平成9年12月 大阪高等検察庁検事長 平成11年8月 弁護士登録 平成24年10月 カイロス総合法律事務所相談役(現任) 平成29年7月 当社コンプライアンス担当顧問(現任)	一株
4 ※	あ だち とし ひこ 足立敏彦 (昭和21年7月25日)	昭和50年4月 東京地方検察庁検事任官 平成2年4月 東京地方検察庁特捜部検事 平成13年5月 名古屋地方検察庁次席検事 平成15年4月 山形地方検察庁検事正 平成17年1月 岐阜地方検察庁検事正 平成18年2月 東京法務局所属公証人 平成28年2月 弁護士登録 平成29年3月 カイロス総合法律事務所弁護士(現任) 平成29年7月 当社コンプライアンス担当顧問(現任)	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5 ※	さくま ひろし 佐久間 博 (昭和20年4月29日)	昭和43年4月 住友銀行入行 平成6年4月 同行取締役銀座支店長 平成9年1月 同行取締役本店支配人 平成10年6月 同行常任監査役 平成14年1月 株式会社ナレッジサービス 代表取締役(現任) 平成21年6月 住石ホールディングス株式会社 社外取締役	一株
6 ※	いの うち やす ぶみ 井内 康文 (昭和18年1月1日)	昭和40年4月 社団法人共同通信社入社 平成10年6月 同社大阪支社長 平成14年6月 株式会社共同通信会館 専務取締役 平成16年6月 同社常勤監査役 平成21年8月 西松建設株式会社 社外監査役 平成27年5月 カイロス総合法律事務所顧問(現任)	一株

- (注) 1. 候補者番号欄の※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 逢坂貞夫氏、足立敏彦氏、佐久間博氏及び井内康文氏は、社外取締役候補者であります。
4. 逢坂貞夫氏は長年の検察官として培われた高度な法的専門性、幅広い視野及び高い見識により、経営全般に適切な助言を行っていただけるものと判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
5. 足立敏彦氏は長年の検察官として培われた高度な法的専門性、幅広い視野及び高い見識により、経営全般に適切な助言を行っていただけるものと判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
6. 佐久間博氏は経営者としての豊富な経験と実績を有しており、経営全般に適切な助言を行っていただけるものと判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
7. 井内康文氏は報道関係等における豊富な経験と実績を有しており、経営全般に適切な助言を行っていただけるものと判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
8. 当社と業務執行取締役でない取締役は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を当社定款で定めており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。逢坂貞夫氏、足立敏彦氏、佐久間博氏及び井内康文氏が選任された場合、上記の責任限定契約を締結する予定であります。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役の高畑完正氏及び尾原和人氏は、本臨時株主総会終結の時をもって辞任により退任されますので、その補欠として監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。なお、補欠として選任する監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査役の任期が満了する平成29年11月開催予定の第13回定時株主総会終結の時までとなります。各監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	なかごめひでき 中込秀樹 (昭和16年6月25日)	昭和42年4月 裁判官任官 平成17年1月 名古屋高等裁判所長官 平成18年7月 弁護士登録 ふじ合同法律事務所弁護士(現任) 平成19年4月 帝京大学法学部教授 平成20年4月 大東文化大学法科大学院特任教授	一株
2	よしながひさみつ 吉永久三 (昭和26年11月15日)	昭和45年4月 警視庁入庁 警視庁組織犯罪対策第三課 警視庁武蔵野署警部 平成24年4月 株式会社東京証券取引所グループ 平成29年7月 当社コンプライアンス担当顧問(現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 中込秀樹氏及び吉永久三氏は社外監査役候補者であります。
3. 中込秀樹氏は裁判官、弁護士としての専門知識、経験等を当社の監査体制に活かしていただけることを期待して、社外監査役としての選任をお願いするものであります。
4. 吉永久三氏は警視庁OBとしての経験等を当社の監査体制に活かしていただけることを期待して、社外監査役としての選任をお願いするものであります。
5. 当社は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を当社定款で定めており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。中込秀樹氏及び吉永久三氏が選任された場合、上記の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 吉永久三氏が選任された場合、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 目的

平成27年9月30日に施行された「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律」（平成27年法律第73号）において、特定労働者派遣事業（届出制）と一般労働者派遣事業（許可制）の区別が廃止され、全ての労働者派遣事業が許可制となったことに伴い、現行定款第2条（目的）の一部を変更するものであります。

また、当社の今後の幅広い事業展開を鑑み、その対応に向けて不動産賃貸業を追加するものであります。

(2) 本店の所在地

平成29年5月22日に、本店を東京都渋谷区より現在の新宿オフィスと同じビルへ移転しております。両事務所を統合し、業務の効率化とオフィス賃料の大幅な削減を図るとともに、増床により今後の成長に備えております。この本店の移転に伴い、現行定款第3条に定める本店の所在地を東京都渋谷区から東京都新宿区に変更するものであります。

2. 変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～10. (条文省略)</p> <p>11. <u>一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業</u></p> <p>12. ～15. (条文省略) (新設)</p> <p>16. 株式・債券等への投資に関する業務</p> <p>17. 企業診断、投資計画及び企業経営に関するコンサルティング</p> <p>18. 投資事業組合の資産運用及び管理に関する業務</p> <p>19. 前各号に附帯する一切の業務</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～10. (現行どおり)</p> <p>11. 労働者派遣事業</p> <p>12. ～15. (現行どおり)</p> <p>16. <u>不動産賃貸業</u></p> <p>17. 株式・債券等への投資に関する業務</p> <p>18. <u>企業診断、投資計画及び企業経営に関するコンサルティング</u></p> <p>19. 投資事業組合の資産運用及び管理に関する業務</p> <p>20. 前各号に附帯する一切の業務</p>
<p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都<u>渋谷区</u>に置く。</p>	<p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都<u>新宿区</u>に置く。</p>

第4号議案 第三者割当による新規株式発行の件

本議案は、会社法第199条に基づき、下記の第三者割当による特に有利な払込金額での募集株式の発行について、ご承認をお願いするものであります（以下、当該発行に係る募集株式を「本新株式」といいます。）。

また、本新株式の発行及び第5号議案で付議いたします第9回新株予約権が発行され、この権利が全て行使された場合、25%以上の大規模な希薄化が生じます。そのため、東京証券取引所有価証券上場規程第432条に基づき、本株主総会にて、株主の皆様の意思確認を併せて行います。

なお、本議案の提案理由につきましては、後記20頁から25頁までに記載の「募集の目的及び理由」をご覧ください。

1. 募集株式の内容

記

- | | |
|--------------------|--------------------------|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 普通株式 689,600株 |
| (2) 払込金額 | 金199,984,000円（1株につき290円） |
| (3) 払込期日 | 平成29年9月27日 |
| (4) 増加する資本金及び資本準備金 | 資本金 99,992,000円 |
| | （1株につき145円） |
| | 資本準備金 99,992,000円 |
| | （1株につき145円） |
| (5) 募集方法 | 第三者割当の方法により、次のとおり割り当てる。 |
| | 田邊勝己氏 344,800株 |
| | 上田和彦氏 344,800株 |

2. 募集株式を引き受ける者に特に有利な払込金額をもって募集株式を発行する理由

(1) 本新株式の払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式の発行価額は、本新株式の発行に係る取締役会決議の前営業日（平成29年8月24日）までの直前6ヶ月間における東京証券取引所が公表した当社普通株式の終値単純平均値である322円（小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算について同様に計算しております。）に0.9を乗じた金額である290円といたしました。

本新株式の発行価額の算定方法として取締役会決議日の前営業日（平成29年8月24日）までの直近6ヶ月の単純平均に0.9を乗じた金額を採用した理由としましては、当社の株価の全体的な傾向として、当社の開示によって株価が短期的に大きく上下に変動することが認められること、当社が特段の開示をしていない期間においても短期的な上下の変動が認められることから、取締役会決議日の前営業日までの直近6ヶ月の単純平均値を採用することが算定根拠として客観性が高く合理的であると判断いたしました。その上で、当社は継続企業の前提に関する事項の注記がある状況であり、当社株式の価格変動が大きい状況の中で割当予定先が負う価格下落リスクに鑑み、また割当予定先には長期保有を主たる目的とする者が含まれ、株価の変動に配慮した発行価額となるようなディスカウントの意向も踏まえて協議を重ねた結果、決定されました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当による新規発行株式数689,600株（議決権数6,896個）に第5号議案で付議します新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数8,730,000株（議決権数87,300個）を合算した株式数は、9,419,600株（議決権数94,196個）であり、平成29年5月31日現在の当社発行済株式総数19,166,093株及び議決権数191,660個を分母とする希薄化率は49.1%（議決権ベースの希薄化率は49.1%）に相当し、本第三者割当による新株式及び新株予約権の発行により、当社株式に希薄化が生じることになります。

しかしながら、当社は、本第三者割当により調達した資金を①株式会社エンターテイメントシステムズ取得の対価、②株式会社渋谷肉横丁成長投資資金、③新規インターネットサービスの開発・初運営資金、④当社の運転資金、⑤新規事業の取得に充当する予定であります。そして、これによる自己資本の増強及び財政状態の安定化、及び新規事業の成長による収益基盤の強化は、当社の業績回復につながり、当社の企業価値が向上するも

のと想定され、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。

また、当社株式の過去6ヶ月間（平成29年2月～平成29年7月）における月間平均出来高は6,558,700株であり一定の流動性を有していること、及び平成30年9月27日以降は当社の判断により新株予約権を取得することも可能であることから、市場に過度の影響を与える規模ではないと考えております。

したがって、本第三者割当による当社株式及び新株予約権の行使により発行される株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

第5号議案 第三者割当による第9回新株予約権発行の件

本議案は、会社法第238条に基づき、下記の第三者割当による新株予約権の発行について、ご承認をお願いするものであります（以下、当該発行に係る新株予約権を「本新株予約権」といいます。）。

また、本新株予約権が全て行使された場合、25%以上の大規模な希薄化が生じます。そのため、東京証券取引所有価証券上場規程第432条に基づき、本株主総会にて、株主の皆様のご意思確認を併せて行います。

なお、本議案の提案理由につきましては、後記20頁から25頁までに記載の「募集の目的及び理由」をご覧ください。

1. 発行要項

1. 新株予約権の名称	株式会社アクロディア第9回新株予約権
2. 本新株予約権の払込金額の総額	金38,499,300円
3. 申込期日及び割当日	平成29年9月27日
4. 払込期日	平成29年9月27日
5. 募集の方法	第三者割当の方法により、以下のとおり本新株予約権を割り当てる。
田邊 勝己氏	本新株予約権 50,000個 (その目的となる株式5,000,000株)
片岡 剛氏	本新株予約権 20,000個 (その目的となる株式2,000,000株)
上田 和彦氏	本新株予約権 10,400個 (その目的となる株式1,040,000株)
Star Gate Investment Holdings Limited	本新株予約権 6,900個 (その目的となる株式690,000株)

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法

- (1) 本新株予約権の目的である株式の総数は、普通株式8,730,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第10項の規定に従って行使価額（第9項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

但し、本新株予約権の割当日後、第10項に従い行使価額の調整を行った場合、次の算式により対象株式数を調整する。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第10項第(2)号および第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 87,300個
 8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権1個につき金441.0円
 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、290円とする。但し、行使価額は第10項の規定に従って調整されるものとする。
 10. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付割当株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
 - ② 株式分割により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
 - ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権を発行又は付与する場合、調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
 - ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てるものとする。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受け権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

平成29年9月27日から平成32年9月25日までとする。但し、第13項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部を行使することができる。但し、本新株予約権の1個未満の行使はできない。なお、本新株予約権の行使によって当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。

13. 新株予約権の取得事由

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の180%を超えた場合、当社取締役会が別途定める日（以下、「取得日」という。）の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき金441.0円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。
- (2) 当社は、平成30年9月27日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり441.0円の価額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的方法により行うものとする。なお、金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項にしたがって公表されていないものが存在する場合には当社はかかる通知または公告を行うことができない。

14. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使期間中に第18項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書を第18項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が第18項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が第19項に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。

18. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

④ 新株予約権を行使することのできる期間

第11項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、第11項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

第16項に準じて決定する。

- ⑥ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
第9項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
- ⑦ その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件第12項及び第13項に準じて決定する。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑨ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

19. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

II. 発行条件等の合理性

1. 本新株予約権の払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関である株式会社Stewart McLaren（以下「マクラレン」といいます。）に依頼しました。当該第三者算定機関と当社との間には、第6号議案で付議いたします株式交換完全子会社（株式会社エンターテイメントシステムズ）の公正価値評価に関する業務委託契約を締結しておりますが、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうち汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法（モンテカルロ法）を用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、媒介変数を以下のように置き、当社の株価（発行決議日の前営業日の終値340円）、ボラティリティ（64.42%）、配当利回り（0%）、無

リスク利率(-0.13%)、行使期間(3年)、発行会社の行動(基本的に割当先の権利行使を待つものとする。取得条項については、当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の180%を超えた場合、残存する新株予約権を2週間後に取得するものとする。)及び、割当先の行動(当社普通株式の普通取引の価格が権利行使価格を上回っている場合、随時権利行使を行うものとし、その権利行使の数量を1取引日当たり過去1年間にわたる当社普通株式の1日当たり平均売買出来高の約10%とする。)に関して一定の前提を置き、当社の資金調達需要は株価と独立の事象でその確率は一様に分散的であり、株式の流動性から売却可能株数を想定すること、株式処分コスト(過去1年間の3取引日の株価変動率である7.9%を仮定)等を権利行使時のキャッシュフローから反映させること、ならびに評価基準日現在の市場環境等を考慮して、他社の新株予約権の発行事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準を想定して評価を実施しています。

当社は、この評価(本新株予約権1個あたり441.0円、1株当たり4.410円)を妥当として、本新株予約権1個の払込金額を金441.0円としました。また、本新株予約権の行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日(平成29年8月24日)までの直前6ヶ月間における東京証券取引所が公表した当社普通株式の終値単純平均値である322円(小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算について同様に計算しております。)に0.9を乗じた(290円)に相当する金額としておりますが、本新株予約権の評価はこの行使価額を前提として公正価値を算定しております。

このように、本新株予約権の評価はその行使価額も前提として公正価値を算定しており、有利発行には該当いたしません。その行使価額を取締役会決議日の前営業日(平成29年8月24日)までの直近6ヶ月の単純平均に0.9を乗じた金額を採用した理由としましては、当社の株価の全体的な傾向として、当社の開示によって株価が短期的に大きく上下に変動することが認められること、当社が特段の開示をしていない期間においても短期的な上下の変動が認められることから、取締役会決議日の前営業日までの直近6ヶ月の単純平均値を採用することが算定根拠として客観性が高く合理的であると判断いたしました。その上で、当社は継続企業の前提に関する事項の注記がある状況であり当社株式の価格変動が大きい状況の中で割当予定先が負う価格下落リスクに鑑み、また割当予定先には長期保有を主たる目的とする者が含まれ、株価の変動に配慮した発行価額となるようなディスカウントの意向も踏まえて協議を重ねた結果、決定されました。

なお、本新株予約権の発行につきましては、平成29年8月25日開催の当社取締役会にて監査役3名（うち社外監査役2名）が、平成29年8月21日開催の監査役会において審議の結果、特に有利発行に該当しないことについて監査役3名全員が合意した旨を表明しております。当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関であるマクラレンが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の株価及びボラティリティ、権利行使期間等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額とほぼ同額であることを判断の基礎としております。

2. 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当による新規発行株式数689,600株（議決権数6,896個）に本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数8,730,000株（議決権数87,300個）を合算した株式数は、9,419,600株（議決権数94,196個）であり、平成29年5月31日現在の当社発行済株式総数19,166,093株及び議決権数191,660個を分母とする希薄化率は49.1%（議決権ベースの希薄化率は49.1%）に相当し、本第三者割当による新株式及び新株予約権の発行により、当社株式に希薄化が生じることになります。

しかしながら、当社は、本第三者割当により調達した資金を①株式会社エンターテイメントシステムズ取得の対価、②株式会社渋谷肉横丁成長投資資金、③新規インターネットサービスの開発・初運営資金、④当社の運転資金、⑤新規事業の取得に充当する予定であります。そして、これによる自己資本の増強及び財政状態の安定化、及び新規事業の成長による収益基盤の強化は、当社の業績回復につながり、当社の企業価値が向上するものと想定され、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。

また、当社株式の過去6ヶ月間（平成29年2月～平成29年7月）における月間平均出来高は6,558,700株であり一定の流動性を有していること、及び平成30年9月27日以降は当社の判断により新株予約権を取得することも可能であることから、市場に過度の影響を与える規模ではないと考えております。

したがって、本第三者割当による当社株式及び新株予約権の行使により発行される株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

募集の目的及び理由

(1) 当該資金調達のための目的及び理由

当社グループは、インターネット技術を生かしたスマートフォン向けサービスを実現する基盤技術（プラットフォーム）の提供やコンテンツサービス（スマートフォン向けアプリやソーシャルゲームの提供）を主な事業とし、第4次産業革命とも言われるIoT※関連技術の中長期的な市場成長を見込み、インターホン向けIoTシステムや今後インターネット配信が中心となってくる動画関連サービス等、インターネット関連事業を中心に安定的な収益確保と中長期的な成長に向けた事業基盤の確立を図っております。また、平成29年3月28日には、新たな事業展開として、株式会社渋谷肉横丁を取得し、不動産サブリース及び商標権管理の事業を開始いたしました。このような新規事業の取り込みは、スマートフォン向けソリューションの分野で培った当社のIoTやインターネット技術を最大限活用することにより、新たな分野でネットとリアル融合を進めてシナジー効果の発揮を目指すことで事業の裾野拡大を図り、経営基盤の強化に取り組んでおります。

しかしながら、当社は、継続して純損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在し、早期の黒字化に向けさらなる抜本的な対策を講じる必要があると認識しております。

当社は、これまでに役員報酬、業務委託費をはじめとした販売管理費のリストラ策の実施、事務所の集約と移転等により、経費の削減を継続的に進めてきております。その結果、EBITDAベースでは平成29年8月期第1四半期会計期間において△114百万円であったところ、同第2四半期会計期間では△26百万円と改善し、同第3四半期会計期間では17百万円と改善が継続し黒字化いたしました。しかしながら、引き続き財務基盤の改善が必要であるとともに、中長期的な成長に向けて、さらなる事業拡大を進めていくことが必要であると考えております。そのためには、新たな事業を取得し、また取得事業に当社の強みを生かしたIoT、AIの技術を取り込んだサービスを加え、シナジーを創出する事業への成長投資を実行していく必要があります。それにより他社との差別化を図り、事業の継続的な成長を促進することで、企業価値向上に取り組んでいく考えです。

このような背景の下、当社は第三者割当による新株式及び新株予約権を発行するとともに、黒字化に向けた施策の一環として、グアムで運営されているビンゴ向けのシステムを提供するGUAM ENTERTAINMENT SYSTEMS, LLC (495 BATTULO ST. YIGO Guam、代表 Taizo

Takizawa、以下、「GES社」という。)を所有する株式会社エンターテイメントシステムズ(東京都新宿区愛住町22番地、代表取締役 國吉芳夫、以下、「エンターテイメント社」という。)の株式交換による完全子会社化という収益事業の取得を予定しております。

当社は、既存事業の展開を市場動向に合わせ機動的に進めていくと同時に、新たな事業の取得を積極的に進めていくことが、当社の今後の発展に大きく寄与するものであるとの考えに基づき、①エンターテイメント社取得の対価、②株式会社渋谷肉横丁成長投資資金、③新規インターネットサービスの開発・初期運営資金、④当社の運転資金、⑤新規事業の取得の調達を行う必要があると判断いたしました。

本調達資金は上述の事業展開等を迅速に進め、事業基盤を強化することにより、黒字基調に至るまでの事業資金として充当する予定であります。

なお、当社は、平成29年2月15日に子会社の成長を加速するための資金並びに新規事業立ち上げに係る株式取得の資金を主目的とした第三者割当による新株式1,127,900株及び新株予約権28,656個(新株予約権1個につき目的となる株式は100株)を発行し、平成29年5月31日までに新株式の発行により300百万円、新株予約権の一部行使により537百万円の資金調達を行っております。当初の資金使途の通り、調達した資金は①借入金の返済として200百万円、②渋谷肉横丁の子会社化に要する株式取得資金、デューデリジェンス費用として534百万円、③渋谷肉横丁子会社化後の事業拡大投資資金として3百万円、④当社の運転資金として100百万円をそれぞれ充当しております。同時点における新株予約権の残数は、8,656個であり、今後の行使に伴い調達する資金についても、当初の資金使途の通り充当していく予定です。なお、本件新株式および本件新株予約権により調達する資金の資金使途には「新規事業の取得」がありますが、上記の資金調達における資金使途の「シナジーを見込める事業取得資金」とは目的や取得検討対象に大きな違いはなく、新株予約権の残数の行使状況によっては、今回の調達資金と合わせて資金の充当をしていく予定です。

- (注) ※IoT：モノのインターネット (Internet of Things)。従来は主にパソコンやサーバー、プリンタ等のIT関連機器が接続されていたインターネットに、それ以外の各種家電製品、生活環境などの情報を取得する各種のセンサ等、さまざまな"モノ"を接続する技術。

(2) 本新株式及び本新株予約権の発行の方法を選択した理由について

当社は、当社の経営戦略において当社が必要とする機動的な資金調達が見込めることや、当社の事業戦略及び資金需要の必要性、時期並びに経営方針、将来的な目標を理解していただいた上で、複数の投資家候補の中から割当先を模索してまいりました。資金調達方法としては、銀行等の金融機関からの借入による負債性の資金からエクイティ性の資金まで、幅広く検討いたしました。代表的な方法として、銀行等の金融機関からの借入れや社債・転換社債の発行については継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しているため実現が難しい状況にあります。また早期の財務基盤の強化の観点からもエクイティ性の資金が望ましいこと、公募増資という方法は当社の現在の資金ニーズは比較的少額であるため、調達金額に比べてコストが高く、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動するMSCBや、資金調達額が変動するMSワラント等については、株価に対する下落圧力が他の調達手法に比較して強く働くと考えられ既存株主に対するデメリットがあり、現時点における資金調達方法としては合理的でない判断いたしました。

その一方で、今回の資金調達については、①新規事業の取得計画に向けて金額が確定した資金調達を行う必要があること、②今後の事業拡大に向け必要な資金を機動的に調達できること、③平成29年8月期第3四半期累計会計期間において純損失を計上している状況から、金利負担が少ない又は不要な資金調達方法が望ましいこと等を総合的に勘案し、今回の資金調達のスキームを選択いたしました。本新株式と本新株予約権の発行を組み合わせた資金調達により、株式交換によって取得を予定しているエンターテイメント社の取得資金の一部として確実な調達を図るとともに、早期の事業成長戦略の実行を図ってまいります。

当社としましては本新株予約権の発行は、当社に対し段階的に投資を行うことができるようにしたいとの割当予定先の意向を反映したものであり、また、本新株予約権は一度に大量の新株式が発行される可能性は低いため、既存株式の希薄化が段階的に進む点では優位性があると判断しております。

なお、当新株式の引受先の議決権、及び第9回新株予約権の行使分の議決権については平成29年11月に予定される定時株主総会の前日までに行使された分について、割当予定先から今後も中長期的に当社株主として経営の安定化に寄与したいと考えており本新株式及び本新株予約権の行使で取得する議決権については早期に行使できるようにしたいとの意向を受けたため、当該定時株主総会の議決権に含むことができるものといたします。

(3) 本新株予約権の主な特徴

本新株予約権の主な特徴は、次のとおりとなります。

- ① 本新株予約権は、発行当初から行使価額は290円で固定されており、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から8,730,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び割当株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。
- ② 本新株予約権には、180%コールオプション条項により、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。この結果、本新株予約権の行使による普通株式への転換を促進することで、自己資本の増強を図ることが可能となります。
- ③ 本新株予約権には、譲渡制限条項が規定されており、本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとしております。なお、当社が重視した本新株予約権のメリット及びデメリットとなる要素は以下のとおりです。

<メリットとなる要素>

- ① 本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び割当株式数の双方が固定されていることから、既存株主の保有する株式価値の希薄化に配慮した内容となっております。上記の本新株予約権の主な特徴のとおり、本新株予約権は発行当初から行使価額は290円で固定されており、また、本新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から8,730,000株で固定されているため、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。
- ② 本新株予約権の行使は、その行使の時期（期間）が分散されることから、短期間に大量の株式を発行する公募増資などと比べ、当社株式の需給関係への影響を一定程度軽減させることが期待できること。
- ③ 上記の本新株予約権の主な特徴に記載のとおり、取得条項が付されており、それにより状況に応じた当社の判断において本新株予約権の取得及び消却を機動的に行うことで、既存株主には希薄化を回避させることができるメリットがあります。

<デメリットとなる要素>

- ① 本新株予約権の行使が進んだ場合、8,730,000株、既存株式の希薄化が生じること。
- ② 本新株予約権の行使請求期間である平成29年9月27日から平成32年9月25日までの3年間の期間内に、市場の動向等の要因及び割当先の資金状況等の要因により、本新株予約権の行使が十分に進まない可能性があり、その場合、新たな資金調達などを検討しなければならないこと。

また、本新株予約権の行使に応じて資金調達が進むため、当初に満額の資金調達とはならないこと。

既存の株主様には本新株式の発行及び本新株予約権の行使により短期的には株式価値の希薄化が生じることとなりますが、当該増資に伴って当社の収益性の改善及び財務基盤が強化され、企業価値の最大化が図られることにより、中長期的な観点から見れば、株主の皆様が利益が高まるものと認識しております。

(4) 割当予定先を選定した理由

(i) 田邊 勝己

割当予定先である田邊勝己氏は、平成29年1月30日提出の有価証券届出書にて公表のとおり、平成29年2月に第三者割当による新株式及び第8回新株予約権の割当を行いました。平成29年5月16日提出の臨時報告書にて公表のとおり、当社の筆頭株主となっております。また、平成29年5月31日時点での、第8回新株予約権による潜在株式数は、865,600株となっております。継続的に早期の黒字化転換及び再成長に向けた施策を協議してまいりました。その結果、当社の事業内容をご理解いただき、経営方針にも賛同いただいた上、今後も当社の経営基盤をより安定させるために保有株式の持分を増やし、できる限り自己資金により本新株予約権の行使をしていく方針だが、本新株予約権の行使により取得する株式の大部分は売却することにより行使資金に充てる可能性があること、またその他の株式については基本的には長期保有の方針での出資の意向を受けました。

(ii) 片岡 剛

割当予定先である片岡 剛氏は、当社の筆頭株主であり本新株式及び本新株予約権の割当先でもある田邊勝己氏から紹介を受けました。片岡氏は当社が法律顧問契約を締結し、田邊氏が代表を務めるカイロス総合法律事務所のパートナー弁護士でもあります。

片岡氏には当社の事業内容をご理解いただき、経営方針にも賛同いただいた上、できる限り田邊氏からの借り入れまたは自己資金により本新株予約権の行使をしていく方針だが、本新株予約権の行使により取得する株式の大部分は売却することにより行使資金に充てる可能性があり、可能な範囲で当社株式を長期保有するとの方針での出資の意向を受けました。

(iii) 上田 和彦

割当予定先である上田和彦氏は、当社の筆頭株主であり本新株式及び本新株予約権の割当先でもある田邊勝己氏から紹介を受けました。田邊氏と上田氏は旧知の仲であるとのこと。上田氏には当社の事業内容をご理解いただき、経営方針にも賛同いただいた上、出資の意向を受けました。その上で、基本的には純投資の目的であることを確認しております。

(iv) Star Gate Investment Holdings Limited

割当予定先であるStar Gate Investment Holdings Limited（以下、「Star Gate」）は、当社が経営に関するコンサルティングを依頼している株式会社Wealth Plaza（ウェルスプラザ）（東京都中央区日本橋久松町4-10）の代表取締役である新井章生氏から紹介を受けました。Star Gateは香港に籍を置いており、主に日本・アジアのマーケットを対象として投資事業を行っております。Star Gateには当社の事業内容をご理解いただき、経営方針にも賛同いただいた上、出資の意向を受けました。その上で、基本的には純投資の目的であることを確認しております。

第6号議案 株式交換による株式会社エンターテインメントシステムズの完全子会社化の件

当社及び株式会社エンターテインメントシステムズ（以下「エンターテインメント社」といいます。）は平成29年8月25日開催の取締役会において、平成29年10月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、エンターテインメント社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日両社の間で株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本株式交換契約について、ご承認いただきたく存じます。

1. 本株式交換を行う理由

当社グループは、インターネット技術を生かしたスマートフォン向けサービスを実現する基盤技術（プラットフォーム）の提供やコンテンツサービス（スマートフォン向けアプリやソーシャルゲームの提供）を主な事業とし、第4次産業革命とも言われるIoT※関連技術の中長期的な市場成長を見込みインターホン向けIoTシステムや今後インターネット配信が中心となってくる動画関連サービス等、インターネット関連事業を中心に安定的な収益確保と中長期的な成長に向けた事業基盤の確立を図っております。また、平成29年3月28日には、新たな事業展開として、株式会社渋谷肉横丁を取得し、不動産サブリース及び商標権管理の事業を開始いたしました。このような新規事業の取り込みは、スマートフォン向けソリューションの分野で培った当社のIoTやインターネット技術を最大限活用することにより、新たな分野でネットとリアルな融合を進めてシナジー効果の発揮を目指すことで事業の裾野拡大を図り、経営基盤の強化に取り組んでおります。

しかしながら、当社は、継続して純損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在し、早期の黒字化に向けさらなる抜本的な対策を講じる必要があると認識しております。

当社は、これまでに役員報酬、業務委託費をはじめとした販売管理費のリストラ策の実施、事務所の集約と移転等により、経費の削減を継続的に進めてきております。その結果、EBITDAベースでは平成29年8月期第1四半期会計期間において△114百万円であったところ、同第2四半期会計期間では△26百万円と改善し、同第3四半期会計期間では17百万円と改善が継続し黒字化いたしました。しかしながら、引き続き財務基盤の改善が必要であるとともに、中長期的な成長に向けて、さらなる事業拡大を進めていくことが必要であると考えております。そのためには、新たな事業を取得し、また取得事業に当社の強みを生かしたIoT、AIの技術を取り込んだサービスを加えることでシナジーを創出する事業への成長投資を実行していく必要があります。

それにより他社との差別化を図り、事業の継続的な成長を促進することで、企業価値向上に取り組んでいく考えです。

このような背景の下、当社は黒字化に向けた施策の一環として、グアムで運営されているビンゴ向けのシステムを提供するGUAM ENTERTAINMENT SYSTEMS, LLC (495 BATTULO ST. YIGO Guam、代表 Taizo Takizawa、以下、「GES社」といいます。)を所有する株式会社エンターテイメントシステムズ(東京都新宿区愛住町22番地、代表取締役 國吉芳夫、以下、「エンターテイメント社」といいます。)の株式交換による完全子会社化という収益事業の取得について、決議いたしました。

これらの事業を取得し、また取得事業の継続的な成長を促進するために当社の強みを生かしたIoT、AIの技術を取り込んだサービスをこれらの取得事業に加えることにより、大幅な付加価値の向上を図るといったシナジーの創出を実現するための成長投資を実行していく予定です。

(取得するビンゴ向けシステム事業について)

グアムでは政府公認のゲーミングとしてビンゴゲームが島民の人気を得ております。グアムではいわゆる賭博は禁止されておりますが、非営利の組織であるNPO法人などにグアム政府がビンゴゲームの許認可を発行しております。

現在、グアムでは政府公認のビンゴ施設として5ヶ所での許認可が下りており、その許認可の一つをグアムのNPO法人であるGNGF (Guam National Golf Federation) が保有しております。

当該許認可に基づくビンゴの営業は、GNGFからビンゴの運営を委託されたTTK, LLC (805 Pale San Vitores Road, Tumon Guam 96931、代表 Taizo Takizawa、以下「TTK社」といいます。)により運営されております。なお、TTK社はビンゴゲームのシステム部門を分社化することを目的としてGES社を設立しており、当該システム部門の業務を承継する予定です。

GES社がシステム提供する対象となるビンゴ事業に関するM&Aについては、当社がコンサルティング契約を委託していた志賀純一郎氏から当社代表の堤が紹介を受けて提案されました。その後、当社としてグアムでの現地視察も行い検討を進める中で、売り手としては事業の100%の売却ではなく、今後の成長を図るための経営努力をする代わりに成長利益の一部を留保するインセンティブを持つことを希望しました。一方で、当社としてはビンゴ事業という全く未知の事業を丸ごと取得するよりはシステムの利用料を収益とするビジネスモデルの方がリスクが限定的であり、当社の得意とする分野で

のシナジーを出しやすいと考えました。その結果、ビンゴ事業を運営するTTK社からシステム部門を分離し、それを当社が取得することで、両者の意向を両立できるという結論に達したため、GES社を設立しました。当社は十分な取得資金のタイムリーな調達が難しいため、株式交換による取得を考えておりますが、GES社はLLCであり株式会社ではないため株式交換による取得ができません。そのため、日本法人であるエンターテイメント社を設立し、エンターテイメント社がGES社の持分を100%保有した上で、エンターテイメント社を株式交換により取得することといたしました。

GES社は、TTK社のシステム部門を分社化するために設立されました。TTK社は現在、外部の米国企業であるVKGS, LLC（以下「VKGS」といいます。）が提供するシステムをレンタルして利用しております。今回、GES社は当該既存システムの契約を承継し、GES社はTTK社から月額固定額にTTK社の利益に応じた額を受け取り、GES社がVKGSにレンタルしている機材の数と売り上げに応じた利用を支払うことになります。GES社とVKGS社との契約、GES社とTTK社との契約については、株式交換の効力発生までに完了させる予定です。当社は今後独自システムを開発してGES社に提供する計画ですが、当面は既存システムの利用を前提とした収益事業を継続するため、まず、エンターテイメント社を取得することによりGES社を傘下に収める考えです。

現在TTK社が運営しているビンゴ会場でレンタルして利用しているVKGSが提供するシステムはタブレット型端末を利用したシステムとなっておりますが、この端末は特殊な専用端末となっており、ビンゴ会場でのみ使用できるように設計されたシステムであるため、システムの設置拠点でしかビンゴゲームを提供することができません。移動可能なビンゴシステムを開発することができれば、グアム島内のどこでもビンゴゲームを楽しむことができるようになり、一ヶ所のビンゴ会場での来場者からの収益だけではなく、これまでビンゴ会場を訪れることが難しかった方々にもビンゴゲームを楽しんで頂くことができ、これまでより高い収益の実現が期待できます。当社は、このような新しいビンゴシステムは、当社の持つスマートフォン向けのアプリを利用したプラットフォーム構築技術を応用することにより、十分に開発が可能であると考えております。このようなシステムが開発されれば、スマートフォン型のタブレットをインターネット技術を利用してサーバに接続することで、島内のどこにいてもビンゴゲームを楽しむことができるようになります。

当社が完全子会社化する予定のエンターテイメント社が100%保有するGES社は、当初、VKGSが提供するシステムをTTK社にレンタルすることにより、TTK社からシステムの利用料とビンゴ事業の利益からの一定割合を収益とする予定です。当社が今後開発する予定の新しいビンゴシステムをGES社に提供し、GES社がTTK社にそのシステムをレンタルすることにより、TTK社が運営するビンゴ事業がこれまでより高い収益を実現することが期待されますが、それにより、TTK社の利益が増加し、その結果GES社の収益も増加することができるものと考えております。

なお、アンケート回答などの際に特典を与えることで顧客情報を取得し効果的な告宣伝効果を狙う専用アプリを開発し事業計画初年度から投入した上で、当社が新しく開発し、ビンゴ会場外でもゲームを利用できるようにする独自のビンゴシステムについては、事業計画の3年目からの投入を見込んでおります。

なお、エンターテイメント社、GES社、並びにTTK社の株主はGUAM INTERNATIONAL COUNTRY CLUB (495 Battulo Street, Dededo, Guam 96929、代表 Taizo Takizawa、以下「GICC」という。)であり、同社がこの3社の経営管理をしております。

当社は、エンターテイメント社の取得に向けて、対価として金銭(50百万円)及び当社普通株式1,100,000株を新株として発行し交付する予定です。

(注) ※IoT：モノのインターネット (Internet of Things)。従来は主にパソコンやサーバー、プリンタ等のIT関連機器が接続されていたインターネットに、それ以外の各種家電製品、生活環境などの情報を取得する各種のセンサ等、さまざまな"モノ"を接続する技術。

2. 本株式交換契約の内容の概要

株式交換契約書

株式会社アクロディア(東京都渋谷区恵比寿一丁目20番22号 代表取締役 堤 純也 以下「甲」という。)と株式会社エンターテイメントシステムズ(東京都新宿区愛住町22番地 代表取締役 國吉芳夫 以下「乙」という。)とは、次のとおり、株式交換契約を締結する。

第1条 (株式交換)

甲及び乙は、甲が乙の完全親会社となり、乙が甲の完全子会社となるため、会社法第767条に定める株式交換(以下「本件株式交換」という。)を行う。

第2条（効力発生日）

本件株式交換が、その効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成29年10月1日とする。ただし、やむを得ない事情が生じた場合には、甲乙協議のうえ書面により合意することにより、これを変更することができる。

第3条（本件株式交換に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項）

甲は、効力発生日の前日の最終の乙の株主名簿に記載された各株主に対し、その保有する乙の株式数に55,000を乗じて得た数の甲の普通株式、及びその保有する乙の株式数に2,500千円を乗じて得た数の金銭を割り当て交付する。

第4条（増加すべき資本金及び資本準備金の額）

本件株式交換に際して、増加する甲の資本金及び資本準備金の額は、会社計算規則第39条の定めに従い、甲が別途適当に定める金額とする。

第5条（表明保証）

乙は、甲に対し、本契約締結日及び効力発生日において以下の事項につき誤りがないことを表明及び保証する。

1.（設立と存続）

乙は、日本法に準拠して適法かつ有効に設立され、適法かつ有効に存続している株式会社であり、現在行っている事業を行うために必要な権限及び権能を有する。

2.（財政状態）

乙は、支払停止の状態ではない。また、破産手続、会社更生手続、民事再生手続その他の法的倒産手続の開始の申立はされておらず、これらの法的倒産手続の開始原因となる事実はない。

3.（株式）

乙の発行可能株式総数は、普通株式80株であり、そのうち発行済株式の総数は20株であり、その全てが適法かつ有効に発行され、全額払込済みの普通株式である。これらの普通株式を除き、対象会社の株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他潜在株式は存在しない。何人も、乙に対して、乙の株式、新株予約権、新株予約権付社債を取得する権利を有していない。また、発行済株式のすべてについて先取特権、質権その他の担保権、請求権等その他一切の負担は存在しない。

4.（株主名簿）

乙の株主は、甲に提供された株主名簿のとおりであり、名義株主又は他人名義の株主は存在せず、株主に反社会的人物は存在しない。

5.（乙の財務状態）

乙は、甲に提供された財務諸表その他の決算書に記載されている資産、負債を、適正に保有している。

6. (法令の遵守)

乙並びにその役員及び従業員は、法令、規則、条例、通達、政府当局の命令等を重要な点において遵守してその営業を行っており、乙の資産、負債、事業又は営業に重大な悪影響を及ぼすような行為は行っておらず、行うべき行為の不作为はない。

7. (未払い給与等)

乙は、その従業員に対して未払いの賃金、時間外手当、社会保険料などの労働契約に関する債務は存在しない。

8. (第三者の権利の侵害)

乙は、第三者の特許権、実用新案権、商標権、著作権、意匠権等を侵害していない。

9. (訴訟及び手続)

(i) 乙に対する裁判所、監督官庁その他の当局の命令、判決、差止め命令で現に効力を有するもの、及び(ii) 乙に対する訴訟若しくは保全又は行政上若しくは仲裁の手続で係属中のもの又は(i)若しくは(ii)にいたるおそれのある事由は存在しない。

10. (税金)

乙は、国内及び海外の適用法令の下で必要となる税務申告の全てを、遅滞なく該当する税務当局に対して行っており、納付期限の到来した全ての税金は支払済みである。乙の事業、財産、資産に関し税務上の差押、保全差押その他の滞納処分は存在せず、また、かかる差押、保全差押その他滞納処分を受けるおそれのある事由は存在しない。

11. (資産)

乙は、乙の所有の資産に関する一切の管理処分権限を保有し、かつ所有権及び賃借権にかかる対抗要件を具備して、これらについて、訴訟、調停、仲裁その他形式を問わず係争は一切存在しない。

12. (正確な開示)

乙は、甲に対し、重要な事実を全て開示している。また、乙から甲に開示された事実(提出された情報、書類、磁気テープ、コンピューター・テープその他の種類の記録媒体を含む)について、重要な点で虚偽であったり、又は誤解を招くおそれのあるものはない。

第6条(株式交換承認総会)

- 1 甲は、平成29年9月26日までに、株主総会を招集し、本件株式交換の承認及び本件株式交換に必要な事項に関する決議を求め、承認を得る。ただし、株式交換手続進行上の必要性その他の事由により変更の必要が生じた場合は、甲乙協議のうえ、開催日を変更することができる。

- 2 乙は、平成29年9月26日までに、株主総会を招集し、本件株式交換の承認及び本件株式交換に必要な事項に関する決議を求め、承認を得る。ただし、株式交換手続進行上の必要性その他の事由により変更の必要が生じた場合は、甲乙協議のうえ、開催日を変更することができる。

第7条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、効力発生日まで、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自らの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行わない。ただし、相手方の書面による承認を得た場合はこの限りではない。

第8条（株式交換条件の変更及び本契約の解除）

- 1 本契約締結の日から株式交換の日までの間において、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変更が生じたときは、甲及び乙協議のうえ株式交換条件を変更し又は本契約を解除することができる。
- 2 前項により変更、解除がされた場合、甲及び乙は互いに損害賠償の請求をしない。ただし、甲又は乙の故意、重過失に起因する場合を除く。

第9条（本契約の効力）

本契約は、甲若しくは乙の第6条に定める株主総会において本契約の承認が得られない場合は、その効力を失う。

第10条（協議事項）

本契約に定めのない事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙の協議のうえ決するものとする。

第11条（適用法と管轄）

本契約に関する解釈及び紛争に対しては日本法を準拠法とし、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

以 上

後日の証として本書面2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成29年8月25日

甲 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番22号
株式会社アクロディア
代表取締役社長 堤 純也

乙 東京都新宿区愛住町22番地
株式会社エンターテイメントシステムズ
代表取締役 國吉 芳夫

3. 会社法施行規則第193条に掲げる事項の内容の概要

(1) 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	エンターテイメント社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	55,000	1
本株式交換により交付する新株式数	普通株式：1,100,000株	

(注) エンターテイメント社の普通株式1株に対し、2,500千円と当社株式55,000株を交付いたします。

また、当社が本株式交換により交付する当社の普通株式については、全て、新たに普通株式1,100,000株を発行致します。

4. 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

エンターテイメント社との株式交換における交換比率の算定については、当社がその公平性・妥当性を確保するために独立した第三者算定機関である株式会社Stewart McLaren（東京都港区東麻布1-15-6、代表取締役 小幡 治、以下「マクラレン」という。）に依頼しました。

なお、エンターテイメント社の算定に当たっては、当社グループが参画することによるシナジー効果を全く含まない状況での事業計画によるベースバリュウの算定、およびシナジー効果を見込んだ事業計画によるバイヤーズバリュウでの算定を実施した上で、ベースバリュウに対するプレミアムの妥当性をバイヤーズバリュウと比較検討した上で交換比率を決定することといたしました。なお、ベースバリュウ事業計画は独自システムの開発はしないとの前提で計画し、その結果、算定上は締結予定のピングシステム賃貸借契約に定める賃貸借期間である10年で契約が打ち切られるとの前提に立って算定しております。

マクラレンは、株式価値の算定に際して、当社の株式価値については市場株価法を、エンターテイメント社については、DCF法を採用し、これらの評価結果を勘案した株式交換比率の算定結果を当社に提出いたしました。

マクラレンは株価値の算定に際して、エンターテイメント社が提出した事業価値算定の基礎資料及び一般に公開されている資料が正確かつ完全であることを前提としております。またマクラレンはその正確性、完全性について何ら調査、検証を実施しておらず、また調査、検証の義務を負うものではなく、これらの資料の不備や重要事実の不開示に起因する責任を負わないとのことです。また、マクラレンが算定にあたって依拠した事業

計画その他の資料は、現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、マクラレンはその実現可能性を保証するものではありません。

算定の結果、ベースバリュース事業計画に対する交換比率の算定レンジはエンターテイメント社株式1株につき、当社株式33,047株～39,144株との算定結果となっております。また、バイヤーズバリュース事業計画に対する交換比率の算定レンジはエンターテイメント社株式1株につき、当社株式49,751株～81,727株との算定結果となっております。

当社は、マクラレンから提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、各社の財務状況、業績動向等を勘案の上、エンターテイメント社の株主であるGICCとの間で真摯に協議・交渉を行いました。その結果、前述「3. 会社法施行規則第193条に掲げる事項の内容の概要 (1)本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率で両者は合意しております。

この交換比率はベースバリュース事業計画に対する算定レンジには入っておらず、算定レンジに対するプレミアムはエンターテイメント社株式1株あたり、当社株式15,856株～21,953株となっており、ベースバリュース事業計画に対する株価に対して40%～66%のプレミアムとなっております。しかしながら、このような高いプレミアムとなるのは、ベースバリュース事業計画は、当社とのシナジーを前提としない計画であるために、独自システムによる増収効果は全く織り込むことができず、しかもTTK社との契約が10年で打ち切られるとの前提に立っているためであります。一方で、バイヤーズバリュースで算定したレンジに対しては算定レンジ内にあり、その下限から16%となる、中央値よりもかなり低い位置にある比率となっております。そのため、当社とのシナジーを前提とした独自システムの開発により、当社が同社の価値を高めていくことで、買取価格を超える価値を創出していくことができるものと考えております。また、当初から大きなキャッシュフローを生み出す同社の事業を取得することは、当社が目指す早期の黒字化にあたっては重要な意味を持つと考えております。

これらの状況を総合的に検討し、両者で合意した交換比率は、ベースバリュースの算定レンジには入っていないものの、バイヤーズバリュースで見ると合理的な交換比率の範囲であるといえること、また、バイヤーズバリュースで算定したレンジに対しては下限から16%の位置にある比率となっており、レンジの中では低めの比率であり、バイヤーズバリュースでの計画で前提としているシナジー効果を発揮することで算定レンジに対して中央値よりも有利な交換比率となることから、妥当な効果比率であり、それぞれ

の株主の利益に資するものであると判断しました。

(2) 算定に関する事項

① 算定機関の名称並びに当社及びエンターテイメント社との関係

算定機関の名称：株式会社Stewart McLaren

当社及びエンターテイメント社との関係：マクラレンは、当社、エンターテイメント社から独立した算定機関であり、当社及びエンターテイメント社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

② 算定の概要

マクラレンは、当社の株価の算定方法としては、東京証券取引所市場マザーズに上場しており市場株価が存在することから、市場株価法を採用して平成29年8月24日を算定基準日とし、基準日の東京証券取引所マザーズ市場における当社株式の終値340円、ならびに算定基準日の直近1ヶ月、直近3ヶ月、直近6ヶ月の各取引日における終値平均値338円、337円、322円を交換比率算定の基礎としております。

また、マクラレンは、エンターテイメント社の株式は上場されておらず、市場株価が存在せず市場株価法は使用できないことから、企業の将来の事業活動の状況を評価に反映するためにDCF法を採用し、算定を行いました。

TTK社の株主であるGICCが作成した事業計画を前提として、マクラレンは、DCF法による算定過程で、次のように事業計画を見積もっております。

ベースバリュー事業計画

(単位：円)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	以降平成38年度まで
売上高	76,727,023	76,070,743	76,070,743	76,070,743	77,892,880	76,070,743
税引後営業利益	38,497,651	38,057,943	38,057,943	38,057,943	38,969,552	38,057,943

バイヤーズバリュー事業計画

(単位：円)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	以降
売上高	99,066,082	98,394,082	131,076,935	162,011,522	192,946,110	136,698,946
税引後営業利益	43,504,833	43,054,593	71,741,547	92,467,720	113,193,893	72,792,517

3年目以降、GES社が提供する独自システムによって、ピング会場外での利用、および他店への導入等による売り上げの増加を見込みます。

マクラレンがDCF法に基づき算定したエンターテイメント社の株主価値の評価結果は次のとおりとなりました。

ベースバリュース事業計画に対する株式価値

274百万円～302百万円

(1株当たり換算価値は13,736千円～15,119千円)

バイヤーズバリュース事業計画に対する株式価値

388百万円～576百万円

(1株当たり換算価値は19,415千円～28,847千円)

また、市場株価法によって算出された当社株価の算定レンジは322円～340円となりました。さらに、エンターテイメント社の株主の意向により、株式交換の対価の一部として50百万円を交付することとしたことを勧告した結果、交換比率の算定レンジはエンターテイメント社株式1株につき、ベースバリュース事業計画に対する算定結果としては、当社株式33,047株～39,144株との算定結果となっております。また、バイヤーズバリュース事業計画に対する算定結果としては、当社株式49,751株～81,727株との算定結果となっております。

5. 当社の資本金及び準備金の額に関する定め相当性に関する事項

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第39条の規定に従い、甲が定めるものとされています。かかる定めは、会社計算規則、公正な会計基準に即したものであり、相当であると考えております。

6. 株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

該当する事項はありません。

7. 株式交換完全子会社である株式会社エンターテイメントシステムズの成立日の貸借対照表

(単位：百万円)

科 目 (資 産 の 部)	金 額	科 目 (負 債 の 部)	金 額
流 動 資 産		流 動 負 債	
現金及び預金	1	未 払 費 用	0
その他流動資産	0	負 債 合 計	0
固 定 資 産		(純 資 産 の 部)	
投資その他の資産	0	株 主 資 本	
資 産 合 計	1	資 本 金	1
		利 益 剰 余 金	0
		株 主 資 本 合 計	0
		純 資 産 合 計	0
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	1

8. 当社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

(1) 第三者割当による新株式発行及び新株予約権の行使による資金調達

当社は、平成29年2月15日を払込期日とした第三者割当による新株式の発行により300百万円、また同日第8回新株予約権の発行により7百万円、同新株予約権の一部行使により平成29年3月31日及び同年4月3日に計537百万円の資金調達を行いました。

(2) 株式会社渋谷肉横丁の株式取得（子会社化）

当社は、平成29年3月28日付で田邊勝己氏との間で、株式会社渋谷肉横丁の発行済普通株式1,330株（議決権所有割合100%）を譲り受ける旨の株式譲渡契約を締結し、平成29年3月29日付で取得し当社の完全子会社としました。

第7号議案 第21回募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行の件

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に対し、下記のとおり株式会社アクロディア第21回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）を発行することを決議いたしました。本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件を付与してはおりませんが、規模が大きいため、株主の皆様にお諮りするものです。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合、発行決議日現在の発行済み株式総数の19,166,093株に対し最大12.52%の希薄化が生じます。しかしながら、本新株予約権は後述のとおり、あらかじめ定める利益目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものであり、既存株主の利益にも貢献できるものと認識しております。従いまして、本新株予約権の発行による株式の希薄化の規模は合理的な範囲のものと考えております。

本新株予約権の行使条件につきましては、平成30年8月期及び平成31年8月期の業績を対象としており、当社の連結でのEBITDAが2年連続して黒字かつ2年累計の黒字額が75百万円以上となることとしておりますが、当社は、早期に赤字を解消し、継続的にEBITDAが黒字化することを目標として、条件設定しております。また、有償として役職員に相応の負担をさせることで、当社役職員の株価への関心及び株価上昇のインセンティブを高めるとともに、当社の業績及び株価変動に伴うリスクを一定程度株主の皆様と共有し、さらなる企業価値の向上につなげたいと考えております。

当社としましては、本新株予約権は、後述のとおり、公正価格で発行するものであり特に有利な条件で発行するものではないため、株主総会の承認を得ることは会社法上必要とされるものではないと考えております。また、本新株予約権発行による株式の希薄化の規模及び本新株予約権の行使価額については上述のとおり、それぞれ合理的なものと考えております。しかしながら、本新株予約権の行使条件として相当程度高い水準の業績条件を課してはいるものの、本新株予約権の発行価額及び行使価額並びに本新株予約権の目的となる株式総数の規模を総合的に勘案し、取締役会での慎重な議論の結果、株主の皆様のご意思を尊重するという観点から、本臨時株主総会において、本新株予約権の発行についてご判断いただき、承認が得られることを本新株予約権発行の条件とすることといたしました。

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な当社の企業価値の増大を目指すに当たって、より一層意欲及び士気を向上させ、業績拡大へのコミットメントをさらに高めることを目的として、当社役職員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

II. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数

24,000個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式2,400,000株とし、下記3. (1)により本新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個当たりの発行価額は16円とする。

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の算定を第三者算定機関である株式会社Stewart McLaren（東京都港区東麻布1-15-6、以下「マクラレン」という。）に依頼した。当該算定機関は、価格算定に使用する算定手法の決定に当たって、境界条件から解析的に解を求めるブラック・ショールズ方程式や有限差分法を用いた格子モデルといった他の算定手法との比較及び検討を実施したうえで、発行要項に定められた本新株予約権の行使の条件（業績条件）を適切に算定結果に反映できる算定手法として、一般的な算定手法のうち汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて本新株予約権の算定を実施した。

汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法は、新株予約権の原資産である株式の価格が汎用ブラック・ショールズ方程式で定義されている確率過程で変動すると仮定し、その確率過程に含まれる標準正規乱数を繰り返し発生させると同時に、将来の業績の確率分布を基に異なる標準正規乱数を繰り返し発生させ、本新株予約権の行使の条件である業績条件の達成確率を算出し、その結果を考慮した将来の株式の価格経路を任意の試行回数分得ることで、それぞれの経路上で業績条件が満たされた場合の本新株予約権権利行使から発生するペイオフの現在価値を求め、これらの平均値から理論的な価格を得る手法である。

当該算定機関は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前取引日の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）における

当社終値340円／株、株価変動率51.37%（年率）、配当利率0.00%（年率）、安全資産利子率-0.12%（年率）や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額340円／株、満期までの期間4.35年、行使の条件）に基づいて、一般的な価格算定モデルである汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて、本新株予約権の算定を実施した。

本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、当該算定機関が算定に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、本新株予約権の価格の算定を一般的に用いられている算定手法を用いて行っていることから、当該算定機関の算定結果を参考に、当社においても検討した結果、本件払込金額と本件算定価額は同額であり、特に有利な金額には該当しないと判断したことから決定したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式（権利内容に何ら限定のない当社において標準となる株式）とする。本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権発行に係る取締役会決議日である平成29年8月24日の東京証券取引所における普通取引の終値である金340円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成31年12月1日から平成33年12月30日（但し、本新株予約権の満了日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日。）までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、下記、(ア)及び(イ)を満たした場合に対象新株予約権を行使することができる。

平成30年8月期及び平成31年8月期の各事業年度にかかる当社の連結損益計算書において、(ア)営業利益にノンキャッシュ費用である減価償却費、その他償却費、引当金繰入額を加算した額（以下、「EBITDA」という）の合計額が75百万円以上、且つ、(イ)平成30年8月期及び平成31年8月期のEBITDAが黒字化された場合に、本新株予約権の行使が可能になるものとする。

なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指数の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指数を取締役会にて定めるものとする。

- ② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認める場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その配偶者（配偶者が存しない場合においては法定相続人のうち最年長の者）又は当社が別途認めた者が、当社の定める方式にて行使することができる。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

平成29年9月27日

5. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3. (6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、上記3. (1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3. (2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6. (3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
 上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 上記3.(4)に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
 上記3.(6)に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
 上記5. に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- 7. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項
 当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。
- 8. 申込期日
 平成29年9月27日
- 9. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日
 平成29年9月27日
- 10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社役員	3名	20,000個	(2,000,000株)
当社職員	10名	4,000個	(400,000株)

以 上

インターネットによる議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使について

- (1)書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<http://www.it-soukai.com>

- (2)行使期限は平成29年9月25日(月曜日)午後6時です。お早めの行使をお願いいたします。
- (3)書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (4)パスワード(株主様に変更されたものを含みます。)は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5)インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

(ご注意)

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行 証券代行部（以下）までお問い合わせください。

(1)議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先

フリーダイヤル 0120-768-524

（平日 9：00～21：00）

(2)上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

フリーダイヤル 0120-288-324

（平日 9：00～17：00）

以上

メ 毛

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区九段北四丁目2番25号
アルカディア市ヶ谷(私学会館) 6階 阿蘇
電話 (03) 3261-9921 (大代表)



交 通 J R中央・総武線(各駅停車) 市ヶ谷駅より徒歩2分
東京メトロ有楽町線・南北線 市ヶ谷駅(1出口・A1エレベーター)より徒歩2分
都営地下鉄新宿線 市ヶ谷駅(1出口・A1エレベーター・A4出口)より徒歩2分



ユニバーサルデザイン(UD)の考え方にに基づき、
より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。